
社会改革思想と優生思想

—ヘレーネ・シュトゥッカーの場合

大貫 敦子

0. はじめに

19世紀末から20世紀初頭にかけて、階級闘争を主としていたそれまでの社会運動とは異なった社会改革運動が多く発生した。「生活改革運動 (Lebensreformbewegung)」と呼ばれている運動である。生活改革運動は、自然療法、菜食主義、裸体運動、表現主義ダンスなどの身体運動など、多岐多様な形態をとったが、共通するのは、19世紀後半から顕著になった工業化や都市化により悪化した生活環境から脱して、健康な生活を求めて自然に回帰しようとする欲求であった。またそれと同時に個人の自由な生き方を束縛する市民社会的価値観を問に付し、新たな結婚観・家庭観、ジェンダー観、セクシュアリティの多様性を求め、旧来の価値観を否定し、新たな生活スタイルを模索する運動であった。

本論で考察しようとするヘレーネ・シュトゥッカー (Helene Stöcker: 1869-1943)¹⁾もこのような生活改革運動と密接な関係にあり、特に女性の権利や恋愛の自由を主張し、同性愛の合法化も含む社会改革を目指していた人物である。しかしヘレーネ・シュトゥッカーの人物紹介には *Frauenrechtlerin*、*Pazifistin*、*Publizistin*、*Sexual- und Sozialreformerin* とならんで、*Eugenikerin* という用語が必ずついて回る。女性の権利拡大、平和主義、セクシュアリティの自由、同性愛の合法化などの社会改革を目指していた人物が、なぜ優生学と深い関わりがあるのか、という疑問が本論の出発点にある。セクシュアリティの自由や社会改革を求めるといふ個々人の尊厳を重視するはずの思考が、なぜ人間の選別を肯定する優生学と繋がるのか、この矛盾を本論では考察してみたい。

1) 略歴は本論の最後に付した。

1. 生活改革運動 (Lebensreformbewegung) の潮流とヘレーネ・シュトゥッカー

シュトゥッカーの思想にも通じる生活改革運動の特徴としては以下の3点を挙げることができる。

1) 思想的背景としてのニーチェ

ニーチェの著作は1890年代頃から一種のブームを呼び起こした。もちろん『反時代的考察』(1873-1876)以来、ニーチェは19世紀の市民社会的価値観について辛辣な批判を行っているが、特に1883-1885年に出版された『ツアラトウストラはこう語った』は、旧来の慣習や価値観に縛られて閉塞感を感じていた市民階層知識人にとって現状打破の展望を与えるものと受け取られた。なかでも「超人 (Übermensch)」は、自己克己によって「新しい人間」へと変容するイメージを与えた。「新しい人間」とは、知性偏重によって失われた自然との近さを取り戻すこと、人間の本来のあり方である「自然的人間 (homo natura)」に戻ることでありとされた。生活改革運動のなかでは、近代医学を拒否し身体本来の治癒力を重視した自然療法や菜食主義、あるいは衣服を着けずに自然のなかで生活したり運動をする裸体主義が流行ったのは、こうした自然に戻るものが近代的思考のもたらした弊害から脱する試みであったからである。

この「新しい人間」の影響は、シュトゥッカーの場合には「新しい倫理 (Neue Ethik)」の理論に見ることができる。シュトゥッカーは既存の結婚観からの自由を求め、恋愛と結婚は別と考えていた。また自身が発刊していた雑誌 *Die Neue Generation* にイギリス啓蒙の思想家・フェミニストのメアリ・ウルストンクラフト (Mary Wollstonecraft: 1759-1797) の『女性の権利の擁護』(1792) から「愛のない結婚は売春である」を引用して、結婚についての女性の自己決定権を主張している。また個人的生活でも女性を「妻」や「母」としてしか見ないような男性との結婚申し込みを拒否し²⁾、また恋愛関係にあった弁護士ブルーノ・シュプリンガー (Bruno Springer: 1873-1931) とは、彼の死まで法的に結婚はせずに共同生活

2) グラスゴー大学在学中に関係を持った文学の教授アレクサンダー・ティレ (Alexander Tille: 1866-1912) は妻の死亡後にシュトゥッカーに結婚申し込みをしたが、その条件は「妻」と「母」の役割を果たすことであったために、シュトゥッカーは結婚を拒否した。

を送った。シュトゥッカー自身、ニーチェをたびたび引用しているが、この「新しい倫理」に基づいた女性の新しい生き方にも、ニーチェの「超人」の思想の影響を見ることができる。

2) 「健全な社会」をめざす社会変革とアルコール依存問題

生活改革運動の一翼をなしていたのは、禁酒主義であった。当時の重大な社会問題は、労働者階級の貧困とアルコール依存であった。ゲルハルト・ハプトマン『日の出前』(Vor Sonnenaufgang, 1889)に描かれているように、労働者階級におけるアルコール依存は、貧困のゆえであるが、また同時にアルコール依存のために貧困に陥るという悪循環からの脱出を困難にする原因でもあった。さらに遺伝性の疾病はアルコール依存が原因であるという非科学的な説が流布したこともあり、禁酒によって社会を健全なものにしようとする動きが広まった。ハウプトマン自身も、当時のアルコール依存症の人々の生活を実際に目にして、禁欲の必要性を自覚し、自身も禁酒主義に転じた。

「健康」という用語は、もちろんニーチェの「大いなる健康」の意味合いを含んでいるのは明らかだが、ニーチェの場合には健康・病の関係性が単線的ではないのに対して、生活改革運動の文脈では比較的単純な二項対立的な思考で、都会や文明を不健康ととらえ、それとは対極にある自然と共存した生活のあり方を「健康」「健全」とみなし、それをめざすべき理想とした。この見方からすれば不健康な生活様式は、社会全体の退化である。シュトゥッカーもアルコール依存を社会全体の退化の原因とみなし、「健全」な社会をになうべき「新しい人間」の形成が必要であると論じた。しかし「健全」を「正常」とする思考は、その基準を満たさないものを「不健全」「異常」として排除することになるという問題をはらむが、この点については後述する。

3) 女性解放、生と性の解放運動

女性の権利拡大運動は19世紀後半には女性の参政権獲得運動として展開した。しかし生活改革運動における女性の意識がそれまでの権利獲得運動と異なるのは、単に同権を求めることにとどまらず、女性の特性を強調することによって、男性と女性の台頭・平等を超えて、女性固有の要求を重要視するいわゆる「差異

派」フェミニズムの先駆と言える立場をとったことである。女子教育の発展に尽くしたヘレーネ・ランゲ (Helene Lange: 1848-1930) やゲルトルート・ボイマー (Gertrud Bäumer: 1873-1954)、スウェーデンの社会思想家でフェミニストのエレン・ケイ (Ellen Key: 1849-1926) などがこの「差異派」に属するといえる。彼女らがその一世代前の女性運動と異なるのは、もはや市民社会的な家庭を前提とすることはなく、夫婦関係に束縛されない生と性の解放を求めたことである。ヘレーネ・ランゲとゲルトルート・ボイマーは生活を共にしつつ、いわゆる「シスターフッド」の関係を一生続けた。また自由恋愛を主張したエレン・ケイは、生活改革運動の中心地のひとつアスコナ近郊のモンテ・ベリタを訪れていることから、この時期のドイツにおける生活改革運動が女性解放・性の解放運動と深い関係を持ったことがうかがえる。この3人の女性たち(ランゲ、ボイマー、ケイ)は、シュトゥッカーの思想に大きな影響を与えている³⁾。

またランゲとボイマーとの同性愛関係が容認されていたことも、生活改革運動が規制の制度や慣習を打破しようとするものであったことをうかがわせる。シュトゥッカー自身、結婚はせずに長年一緒に生活していた弁護士ブルーノ・シュプリングラーの死後、ある女性と共同生活を送っていたということもあり、異性愛婚に囚われない共同生活のあり方を実人生でも肯定していた。またマグヌス・ヒルシュフェルト (Magnus Hirschfeld: 1868-1935) の「性科学研究所」と連携して、同性愛を犯罪とする刑法 175 条廃止と、同性愛の法的承認を求める運動を展開した。

2. ヘレーネ・シュトゥッカーの母性保護の活動

ヘレーネ・シュトゥッカーが女性のための運動に目覚めたきっかけは、教育の面でも職業の面でも、家庭という私的な領域でも、対等な権利を与えられていなかったことである。高等教育への道が阻まれていた当時、一世代前に同じ苦労を経験したヘレーネ・ランゲの助けを受けてシュトゥッカーはギムナジウムを修了したが、大学では女性は正規の学生と認められず聴講だけを許可された。そして

3) シュトゥッカーは、ベルリンで 1894-1896 にヘレーネ・ランゲの指導のもとにギムナジウムを修了することができた。

1901年に、最初の女性の一人として博士号を取得した⁴⁾。

大学聴講生時代には、女子学生のための組織（Verein Studierender Frauen）を立ち上げ、博士号取得直後の1902年には女性の参政権獲得運動のための組織（Verband für Frauenstimmrecht）の共同創設者となった。このように男女同権を求める運動から、次第に女性と母性のための運動へと重点を移している。母性保護への関心は、シュトゥッカー自身の家庭環境とも関係している。彼女は8人妹弟の一番年上で、兄弟のうちで成人まで育ったのは5人のみだった。母が多産のために病弱だったことが、後の母性保護の思考に繋がったと言われる⁵⁾。

1904/05年には母性保護団体（Bund für Mutterschutz）を設立し、みずから会長に就任している。この団体の設立の目的は、既婚女性一般の母性保護の問題のみならず、未婚の女性とその子どもを経済的・道徳的危険性から守り、彼らに対する偏見をなくすことにあった⁶⁾。シュトゥッカーの母性保護運動の基本にあるのは、女性の婚姻関係外の妊娠・出産に向けられた当時の社会の偏見のゆえに、女性が医学的処置を伴わない墮胎に追い込まれてしまったり、その結果として母胎も傷つき、あるいは死に至るような不幸なくすことであった。シュトゥッカーが設立した「母性保護団体」は1912年に未婚の母たちのために11の施設を運営する組織となった。

Bund für Mutterschutzは当初は母性保護と未婚の母の援助を目指した組織であったが、1908年には名称を改め、Bund für Mutterschutz und Sexualreformと改称した。性改革（Sexualreform）という語が追加されたのは、シュトゥッカーが婚姻関係に限定されない性の解放を求めたことと、他方では異性愛関係に限定されないセクシュアリティの自由をも求めたからである。シュトゥッカーがマグヌス・ヒルシュフェルトとともに同性愛の法的承認を求める運動を行ったことはすでに述べたが、シュトゥッカーは異性愛主義に基づいたセクシュアリティの規範を問いに付す点でヒルシュフェルトと同じ観点に立っていた。ヒルシュフェルトの理論は、同性愛は犯罪ではなく先天的なものとした点でそれまでの理論とは異なる。リヒャルト・クラフト・エービングのように「病理」と考えれば治療の対象となり、

4) 博士論文のタイトルは *Zur Kunstanschauung des XVIII. Jahrhunderts. Von Winckelmann bis zu Wackenroder*: であった。

5) Vgl. Jähne (2008: 9-10).

6) Vgl. Jähne (2008: 72).

「正常」からの「逸脱」とみなすことになる。ヒルシュフェルトは男性でも女性でもない「中間段階」というジェンダー・カテゴリーを作り出し、同性愛を犯罪でも異常でもないという見方を可能にした⁷⁾。

同性愛やセクシュアリティの自由を求めた点で、シュトゥッカーの思想は旧来の女性の権利獲得を主張してきた「女性運動」とは異なる。シュトゥッカー自身、以下のように述べている。

表面的に見るなら女性の問題のように思えるが、女性だけを別扱いにすることは現実にはありえないことを私たちははっきり知っていた。むしろ逆に、恋愛の問題、結婚の問題、親の問題は、両性が一緒になってのみ解決出来ると確信していた。今までのような古い女性運動がやっていたように性によって別々に考えることには意味がないと私たちには思えた⁸⁾。(下線筆者)

単に「女性」という括りではもはや対処できない生と性の問題の複雑性を視野にいれなければ、現実の貧困や堕胎や非嫡出児の問題を解決できないことをシュトゥッカーは自覚していたのだと言える。母性保護を単に女性だけの問題ではないとする考え方から、むしろ性別にかかわらず社会全体の改良の必要性へとシュトゥッカーの問題意識は展開していく。そこで着目されたのが、優生学の考え方である。

3. シュトゥッカーにおける母性保護思想と優生学(Eugenik)

すでに述べたように、シュトゥッカーが母性保護に尽力したのは、継続的な妊娠と多産による女性の身体的負担をなくすためであった。そのために生まない権利と、自覚的な避妊の必要性を主張した。ここには自己克己による新しい人間の創出というニーチェ由来の思想が垣間見える。母性保護の運動のなかで求められた「新しい人間」とは、禁酒や避妊による「健全な」子どもの誕生を意味した。このことは次の引用から読み取れる。

7) 河口和也(2003)参照。

8) Stöcker(2005): *Lebenserinnerungen*. Böhlau: Köln, S. 114.

人間が人間以外のすべての事柄を人間の理性的な認識に従わせてきたように、人間はつねに人類の重要な関心事を支配できなければならない。その関心事とは新しい人間の創造である。治癒の見込みのない病人や奇形が生殖によって生まれないようにする方法を見つけなければならない⁹⁾。(下線筆者)

この引用部分からは、自然の支配が人間の進化をもたらすはずだという楽観主義的な理性観がうかがえるが、さらに1910年の*Die Neue Generation*の記事では「治癒の見込みのない病人」や「奇形」は負の存在であって、そうした存在のない社会を作り出すためには、「意識的な選別」が必要であると述べている。

その秩序(=新たな社会および性の秩序:筆者補)においては、生殖と親子関係が意識的な人間の選別の観点において(人類の=筆者補)より高い発展のために寄与することになるだろう。これは今日すでにより多くの人々に理解されている。特に生物学的・社会政策的な施策によって、より(人類を)高く発展させるという問題は、これまで可能だったよりもさらに踏み込んで扱われるべきであろう¹⁰⁾。(下線筆者)

「選別」「生物学的・社会政策的な施策」とここで言われていることが優生学を念頭においていることは明らかである。優生学への関心は後に述べるように新マルサス主義の隆盛とともに当時の社会改革思想にかなり広まっていて、シュトゥッカーはまさにこうした議論のただなかにあつたと言える。既述した *Bund für Mutterschutz und Sexualreform* の3分の1は男性会員が占め、そのなかにはスイスの精神科医であり禁酒運動の代表者の一人であったオーギュスト・フォーレル (Auguste Forel: 1848-1931) のように、優生学を積極的に社会改革に使おうとする優生学支持者もいた。フォーレル自身は反ユダヤ主義批判者であり、人種主義全般を批判したが、後に彼の弟子からは民族衛生学 (Rassenhygiene) の方向へと進むものも出てきた¹¹⁾。その点では後のナチスの人種主義的優生学へと繋がりが

9) Stöcker (1905): *Mutterschutz I*, H. 1, S. 9.

10) Stöcker (1910): *Die Neue Generation*, 6 (1910), H. 1, S. 2.

11) この点については次節で述べる。

ないと言い切ることはできないが、シュトゥッカーが求めたのは、優生学者の一部が求めたような強制的去勢 (Zwangssterisation) ではなく、あくまでも自己意思による去勢であり、また身体への介入を伴わない「自制」による予防 (Prävention) である。たとえば禁酒により「健全な」男女の身体による生殖、結婚の際に相互に性病の疾患がないことの証明を交換することの奨励などであった¹²⁾。

4. Rasse という概念 – Eugenik と Rassenhygiene

母性を語る時、シュトゥッカーは度々 Rasse という用語を使用している。ナチスにおける優生学の理解とシュトゥッカーの考え方との相違を明確にするために、この概念がシュトゥッカーにおいてどのような意味を持っていたのかを以下の引用から考えてみたい。

<母性>という概念は——これまで最も進歩的だった男性や女性にもまだほとんど知られていないのだが——もうすでにその法的、社会的な効果を広い範囲で発揮し始めている。母性とは——民族の幸福 (das Wohl der Rasse) と、ドイツの人間を新たにする (die Auffrischung der deutschen Menschheit) という目的のために働こうとするすべての力の総体である¹³⁾。(下線筆者)

この文脈においては、Rasse は「ドイツの人間」との関連で使われているが、特定の人種を意味してはいない。したがって Rasse の訳語としては上の引用では「民族」としたが、それは *deutsche Menschheit* と同義であり、単にドイツに生きている人々の意味であると考えられる。シュトゥッカー自身が主幹を務めていた *Die Neue Generation* に掲載された以下の文章では、Rasse の語は Volk と言い換えられているが、それが「人類全体」を意味するというシュトゥッカーの意図がよく現れている。

Die Neue Generation の影響力が特定の文化問題の関心のもとで、もっと深く広くなるように私たちの友人たちが一緒に手伝ってくれることを願っています。それ

12) Vgl. Jähne (2008: 42).

13) Stöcker (1910): *Die Neue Generation*. 6, H. 3, S. 99.

は個々人の生活の問題にとどまらず、民族 (Volk) の、そして最終的には人類全体 (Menschheit überhaupt) の精神的・物理的な健全性という文化問題なのです¹⁴⁾。

(下線筆者)

優生学的思考は、特定民族ではなく人類全体の「健全性」をめざすべきというこのシュトゥッカーの思考の背景として、19世紀末からの社会主義運動と社会民主党のなかで優生学がどのように捉えられていたのかを考えてみる必要があるだろう。すでに1890年代には、アウグスト・ベーベル (August Bebel: 1840-1913) やカール・カウツキー (Karl Kautsky: 1854-1938) が、社会主義への移行の必然性を客観的に証明するためにダーヴィニズムに依拠していた。ダーヴィニズムの肯定的受容は、大衆の貧困の問題の解決のために、政治的・経済的な方法ではなく、優生学の有効性を主張する見解につながっていくが、このように優生学を社会問題解決の方法と考える社会主義者はすでに19世紀末にはすでに登場し、ヨーロッパの各地に広がっていた。1910年にハーグで開催された新マルサス主義国際会議に出席し、その報告を *Die Neue Generation* に掲載したシュトゥッカーは、人口の抑制は、人間の身体的・精神的質の向上につながり、大衆の貧困を防止するというフォーレルの主張を肯定的に受け取めたと記している¹⁵⁾。フォーレルも社会民主党員であり、社会主義の立場から貧困と飲酒の弊害をなくすために優生学を支持した。フォーレルは性に関するタブーをなくし、女性と男性の同権を主張した一方で、脳疾患のある患者に対して「民族の退化」の防止として去勢手術を実施した¹⁶⁾。しかし彼の場合には *Rassenhygiene* の語はまだ特定民族の優越を説く意味ではなく、*Eugenik* と同義だったと言えるが、彼の弟子はヴィルヘルム・シャルマイアー (Wilhelm Schallmayer: 1857-1919) とともにドイツにおける優生学と人種衛生学を確立し、もう一人の弟子エルンスト・リュージン (Ernest Rüdin: 1874-1952) はナチスの人種衛生学を主導した。つまりナチス的な意味で *Rassenhygiene* の語が使用されるようになるまでは、*Rasse* は社会改良の手段としての優生学のなかでは人類と同義で使われていた¹⁷⁾。

14) Stöcker (1910): *Die Neue Generation*. 6, H. 1, S. 2.

15) Stöcker (1910): *Die Neue Generation*. 6, H. 10.

16) Vgl.: Jähne (2008: 50).

17) Vgl.: Jähne (2008: 23).

5. 結語

これまで述べてきたように、シュトゥッカーの場合、Rasse という概念が「人類」の意味であることを明言し、また彼女の著作がナチスによって図書館から廃棄されたことから明らかなように、彼女自身がナチスの人種政策的な優生学とは一線を画していたことは明らかである。

しかしその理由によって、シュトゥッカーの思想にはまったく非がないとは言えない。Rasse という語がナチス的な人種主義の意味ではないとしても、「ドイツ人」という脈略で語られる時、そこには潜在的なナショナリズムが感じられるし、そのナショナリズムがナチス的なアーリア民族優先思想には絶対に繋がらないという確たる証拠は、残念ながらシュトゥッカーの言葉のなかに見つけることが難しい。その理由の一つは 1933 年にゲッベルスの命令で彼女の著作のほとんどが没収され存在しないためである。

確かに人種主義には直結しないという点でシュトゥッカーの思想を免罪できるかも知れないが、「障害を持って生まれる子ども」や「遺伝的な疾患をもった人間」がなくなることが人類全体にとっての「発展」「向上」であるという思考には、障害を「負」とみなし「選別」を是とする思考がある。選別が「よりよき生」を可能にするというこの問題は、現代においても出生前診断の問題との関連で考えるべきであろう。また南アフリカの哲学者デイヴィッド・ベネター (David Benetar: 1966-) の「反出生主義」(著書『生まれてこないほうが良かった — 存在してしまうことの害悪』¹⁸⁾) がなぜ近年注目されているのかを考えてみる必要があるだろう。こうした現代の問題との接点については、稿を改めて論じてみたい。

18) Vgl. Benetar (2006).

参考文献

一次文献

Zeitschriften des Bundes für Mutterschutz:

- (1) *Mutterschutz. Zeitschrift zur Reform der sexuellen Ethik*. Publikationsorgan des „Bundes für Mutterschutz“, Hrsg. Helene Stücker, Jahrgang 1/1905, 2/1906. Ab 4. Jahrgang erscheint als „Die Neue Generation“.
- (2) *Die Neue Generation*. Publikationsorgan des „Bundes für Mutterschutz“, Hrsg. Helene Stücker, 1910-1928.

上記の雑誌に所収されている意外の Helene Stücker の著作

Stücker, Helene: *Liebe*. Verlag der neuen Generation. Berlin 1927.

二次文献

Jähne, Bojana (2008): *Helene Stöckers Wirken als Eugenikerin. Vom Mutterschutz zum Menschenschutz*. VDM Verlag Dr. Müller, Saarbrücken.

Stopczyk-Pfundstein, Annegret (2003): *Philosophie der Liebe. Helene Stücker. Die „Neue Ethik“ um 1900 in Deutschland und ihr philosophisches Umfeld bis heute*. Books on Demand GmbH Stuttgart 2003.

Weidling, Paul J. (1987): Die Verbreitung rassenhygienischen/eugenischen Gedankengut in bürgerlichen und sozialistischen Kreisen in der Weimarer Republik. *Medizinhistorisches Journal*, Bd. 22, H. 4, Franz Steiner Verlag. pp. 352-368. <https://www.jstor.org/stable/25803920> (abgerufen am 2. Sep. 2019.)

Benetar, David (2006): *Better Never to Have Been: The Harm of Coming into Existence*. Oxford University Press.

河口和也 (2003) 『クィア・スタディーズ』岩波書店。

ヘレーネ・シュトゥッカー 略歴¹⁹⁾

1869. 13. Nov. : Elbersfeld (現 Wuppertal の一部) に生まれる

8人兄弟の一番年上。成人まで育ったのは5人のみ
母が多産のために病弱だったことが、後の母性保護の思考に
繋がったと言われる
厳格なピューリタン主義の父と対立、独立を望む

1892 教員試験を受けるためにベルリンへ

ドイツ平和協会に入会、後に会長に就任

1893 教員試験

1894-1896 ヘレーネ・ランゲの指導のもとでギムナジウムを修了

1896-1898 ベルリン大学の聴講生として哲学、文学、経済学を学ぶ

(ドイツの大学で始めて聴講を許可された女子学生のひとり。当時
女性には聴講しか許可されなかった)

Verein Studierender Frauen の創設

1897-1898 ヴィルヘルム・デュルタイの私設秘書 (シュライエルマッハーの書
簡整理のため)

1898-1900 グラスゴー大学で聴講生となる

同大学の文学教授アレクサンダー・ティレと関係を持つ。ティレ
は妻の死後、シュトゥッカーに彼の愛人かつ子どもたちの代理母に
なってくれと頼むが、彼女は拒否

アレクサンダー・ティレ (1866-1912) は極端な社会ダーヴィニスト。
著書『ダーヴィンからニーチェへ』で有名

1901 博士号取得 (論文タイトルは *Zur Kunstanschauung des XVIII. Jahrhunderts.
Von Winckelmann bis zu Wackenroder.*)。博士号取得した最初の女性たちの
一人

19) 年表は以下の文献のデータから作成した。

Jähne, Bojana: *Helene Stöckers Wirken als Eugenikerin*, VDM Verlag Dr. Müller: Saarbrücken, 2008.

Stopczyk-Pfundstein, Annegret: *Philosophie der Liebe. Helene Stöcker – Die "Neue Etik" und 1900 in Deutschland und ihr philosophisches Umfeld bis heute*, Libri de GmbH: Hamburg 2003.

- 1902 Verband für Frauenstimmrecht (Mitbegründerin)
 Deutsche Gesellschaft für Geschlechtskrankheiten (Mitbegründerin)
- 1905 Bund für Mutterschutz und Sexualreform 創設 (会長就任) (1909 に会長は
 辞任)
 会員の 1/3 は男性。なかには人種主義的優生学の提唱者ユリウス・プレッ
 ツ (Julius Ploetz) なども含まれていた
 論文集 „Liebe und Frauen“ 出版
 弁護士 Bruno Springer との同居生活 (最後まで結婚はしなかった)
 雑誌 *Mutterschutz* 主宰者として発刊 (1908 年より *Die Neue Generation*
 と改名)
- 1911 „Internationale Vereinigung für Mutterschutz und Sexualreform“ 創設 (副会長に
 就任)
 2 月、刑法 175 条が女性の同性愛者にも適用されるとの計画を知り、反
 対演説
- 1913/1914 ウィーンにフロイトを訪ねる
- 1914 Bund Neues Vaterland 創設、理事
- 1915 Zentralstelle Völkerrecht 創設、理事
- 1919 Bund der Kriegsdienstgegner 創設
 ケーテ・コルヴィッツとともにカール・リーブクネヒトとローザ・ルク
 センブルク殺害を批判する署名活動
 コルヴィッツとルクセンブルク殺害に関して USPD 擁護の立場を
 とった発言を *Die Neue Generation* 誌上で行ったことで、Bund für
 Mutterschutz und Sexualreform から除名処分をうける
- 1922 小説 *Liebe* 出版
- 1925 この年まで Deutsche Friedensgesellschaft の代表、平和運動に関する多く
 の講演などの活動
- 1929 刑法 218 条 (妊娠中絶の禁止) 反対の運動を諸団体とともに行う
- 1933 帝国議会炎上事件後に、スイス、スウェーデン、ソ連を経てアメリカに
 亡命
 ナチス政権下、ゲッベルスの命令で、シュトゥッカーの著書は、

図書館所蔵、個人蔵を問わず没収された

1941 自伝の執筆

1943 ニューヨークで死去

(おおぬき・あつこ 学習院大学文学部ドイツ語圏文化学科 教授)